

新段階に入った東アジアの FTA

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・2010年1月に AFTA が ASEAN6 の間で関税を撤廃し、ASEAN6 と中国、ASEAN6 と韓国の間でも関税が撤廃された。また、ASEAN とインド、ASEAN と豪州・ニュージーランドの FTA が発効した。
- ・ASEAN は、物品、サービス、投資、資本、人の自由な移動の実現を目指す経済共同体に向けて統合の深化を進めている。経済共同体ブループリントの行動計画はスコア・カードによりチェックされており、2009年9月までの実行率は70%を超えている。
- ・ASEAN に立地する企業は、AFTA と「ASEAN プラス1」 FTA を利用できる。インドを含めた東アジア地域を対象に、部品の調達をどこから行い、生産をどこで行うのか、製品をどこに輸出するのかというアジアでの事業戦略に関税削減スケジュール、原産地規則などを比較検討し再構築する時期が来ている。

はじめに

2010年は東アジア FTA 時代の本格的な幕開けの年になった。2010年

1月に AFTA が実現し、ASEAN6 と中国、ASEAN6 と韓国の間で関税が撤廃され、ASEAN とインド、ASEAN と豪州・ニュージーランドの FTA が発効した。日本と ASEAN の間では、

2 国間 EPA が ASEAN の 7 カ国と結ばれ、ASEAN 全体とは包括的連携協定 (AJCEP) が 2008 年に発効している。

本稿は、ASEAN をハブとする FTA の進展状況の検証を目的としている。AFTA、ASEAN と中国の FTA (ACFTA)、ASEAN と韓国の FTA (AKFTA) は、多くの文献があることから詳細な制度の説明などは省略し進展状況を中心に説明している。一方、2009 年に調印された ASEAN とインドの FTA、ASEAN と豪州・ニュージーランドの FTA については、資料が少ないことから制度をやや詳しく説明している。さらに、「ASEAN プラス 1」FTA ネットワークの実現の日本企業にとっての意義について言及している。日本と ASEAN の EPA は多くの文献があるため割愛している。

1. 統合深化を進める ASEAN

(1) AFTA の実現

2010 年 1 月 1 日付けで ASEAN6 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、

タイ) の域内貿易関税が撤廃され、99.1%の品目が AFTA の対象となった¹。ASEAN6 の AFTA 平均関税率は 2009 年の 0.75% から 0.05% に低下し、CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) の AFTA 平均税率も 2009 年の 3% から 2.61% に低下した。CLMV の域内貿易関税の撤廃は 2015 年である。例外品目であるセンシティブ品目 (SL)、高度センシティブ品目 (HSL) の自由化対象品目 (IL) への移行と 0-5% への関税削減は、ASEAN6 が 2010 年 1 月、ベトナムが 2013 年 1 月、ラオスとミャンマーが 2015 年 1 月、カンボジアが 2017 年 1 月である。

1993 年に関税削減が開始された AFTA (ASEAN 自由貿易地域) は、当初は関税を 0-5% に削減することが目標となっており、2002 年から 2003 年に当初目標はほぼ実現した。今回、ASEAN の域内貿易の約 9 割を占める ASEAN6 の域内貿易関税撤廃により AFTA は実質的に完成したといえる。

関税削減の進展に伴い AFTA の利用率も上昇している。ASEAN 各国政府は AFTA の利用率を発表してい

ないが、原産地証明書発行額をベースにジェトロが推計を行っている。ジェトロ推計によると AFTA 利用率は 2003 年以降急速に高まっている²。AFTA を利用したタイの域内貿易比率は、1998 年は 4.0% だったが、2009 年上期は 28.9% に高まった。関税率が 6 品目を除いて 0% のシンガポールへの輸出は CEPT を使う必要がないため CEPT 利用率は極めて低い。シンガポールを除いた域内貿易に占める CEPT を使った輸出比率は、2009 年上期は 36.7% である。2009 年上期を国別にみると、対インドネシア輸出は 54.0%、対フィリピン輸出は 55.7% に達するなど高い比率となっている。

AFTA は利用しやすい FTA となっている。国際貿易投資研究所が行った AFTA 利用についての調査研究によると、当初は手続き上の問題があったが、現在は一部に問題は残っているものの全体としては大きな問題はないとの結果となっている³。

(2) 経済共同体創設への取り組み

ASEAN は、2015 年に ASEAN 共同体を創設するが、そのベースとな

るのが ASEAN 経済共同体である⁴。経済共同体については、2007 年 11 月の首脳会議でブループリントが採択された。

経済共同体ブループリントは、2008 年から 2015 年までの経済共同体実現のための行動計画とスケジュールである。ブループリントは、ASEAN 経済共同体の 4 つの特徴として、①単一の市場と生産基地、②競争力のある地域、③公平な経済発展、④グローバルな経済への統合、をあげている。また、5 つの構成要素として、①物品の自由な移動、②サービスの自由な移動、③投資の自由な移動、④資本のより自由な移動、⑤熟練労働者の自由な移動、を列挙している。ブループリントの構成は、4 つの特徴の各項目に実施メカニズムと戦略スケジュールを加えたものである。

ASEAN 物品協定 (ATIGA) の締結、ASEAN 包括的投資協定 (ACIA) の締結などブループリントの行動計画は進展している。ブループリントの実施状況はスコア・カードによりチェックされている。2010 年 4 月の首脳会議の際に発表された ASEAN

経済共同体スコア・カードによると、2008年1月から2009年12月までのブループリントの行動計画・措置の実行率は、「単一の市場と生産基地」が82%、「競争力のある地域」が50%、「公平な経済発展」が100%、「グローバルな経済への統合」が100%であり、全体では実行率は73.6%だった⁵。2009年9月時点で、124の経済共同体関係の協定、議定書のうち91が発効している。

実施状況の詳細は公表されていないが、これらのASEAN事務局の資料から全体として進展していると判断される。ただし、一部の協定の批准は遅れ気味であり、ATIGA、ACIAなど基本的な協定でも全加盟国の批准は終わっていない。

2. ASEANと中国のFTA

(1) 物品貿易の自由化

物品貿易の自由化は、2005年7月から関税削減を開始し、ノーマル・トラック品目については2010年1月1日にASEAN6と中国の間では関税が撤廃された。CLMVのノーマル・トラック品目の関税撤廃は2015

年1月である。2009年8月のASEAN中国経済大臣会議の共同声明によると、中国の単純平均MFN税率9.8%に対し、ACFTA税率は2.4%となっている。

2010年にASEANと中国の自由貿易圏が実現したように一部では受け取られているが、例外品目がかかなりあるため自由貿易圏の実現はまだ先である。例外品目であるセンシティブ・トラック品目と高度センシティブ・リスト品目の関税は撤廃されていない。センシティブ・トラック品目は、2012年（CLMVは2015年）までに関税率を20%、2018年（CLMVは2020年）までに0-5%に引き下げる規定である。HS6桁で400品目かつ2001年の輸入の10%以下（CLMVは500品目）の範囲で各国が指定できる。高度センシティブ・リスト品目はセンシティブ・トラックの40%あるいは100品目（CLMVは150品目）を上限とし、2015年（CLMVは2018年）までに関税率を50%以下に引き下げる。

センシティブ・トラック品目は、中国が161品目、ASEAN6が1197品目を指定している。中国は、紙・

紙製品が 73 品目と極めて多いのが特徴である。ASEAN6 では、プラスチック・ゴム製品、衣類、鉄鋼・鉄鋼製品が 3 大指定品目であり、電気機械と輸送機械が続いている。

高度センシティブ・リスト品目は、中国が 100 品目、ASEAN6 が合計で 358 品目を指定している。品目別にみると、農産品・食品の指定が多いのが特徴であり、米は中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイで指定されている。輸送機械の指定も多く、乗用車は、中国、インドネシア、マレーシア、タイで指定されている。2 輪車、家電製品も多くの国で関税障壁が維持されている。

ACFTA の利用率は上昇傾向にあるものの低水準である。タイの対中輸出におき AKFTA の利用率は、2005 年の 6.7% から、12.3%、11.1%、10.4% で推移した後、2009 年第 1 四半期には 20.7% に上昇した⁶。タイで ACFTA が利用される上位品目は、ゴム、キャッサバ、ポリアセタール、生鮮野菜、石油であり、機械製品は少ない。その理由は、上述のように主要機械類が例外品目になっていることと第 3 国経由の仲介貿易に利用

できないことがあげられる。そのため、原産地規則の見直しが行われ、2010 年 6 月から実施の予定である⁷。

(2) サービス貿易協定

ASEAN と中国のサービス貿易協定（サービス貿易協定）は、2007 年 1 月 14 日にセブで開催された ASEAN と中国の首脳会議で調印された。協定の正式名称は「ASEAN と中国の包括的経済協力に関する枠組み協定のサービス貿易協定」である⁸。サービス貿易については、枠組み協定の第 4 条で「相当な範囲のサービス貿易の自由化」を行うと規定している。さらに、①実質的に全ての差別の漸進的な撤廃と新たなおよびさらなる差別的措置の禁止、② GATS を超えた自由化（GATS プラス）、③効率と競争力を改善するための協力の推進、を掲げている。

サービス貿易協定の構成と内容は、GATS に極めて類似しており、規定も GATS と同一の章が多い。市場アクセスにおける自由化および内国民待遇を約束する分野を約束表に記載するポジティブ・リスト方式となっており、GATS タイプの協定である。

漸進的な自由化方式を採用しており、パッケージ方式で自由化を進める。

第1パッケージは本協定の付属書となっており、施行後1年以内に第2パッケージを締結するとなっている。パッケージ方式はASEANのサービス貿易協定（ASEAN サービス枠組み協定：AFAS）と同様である。

2010年1月時点で、中国、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアが批准している。

（3）投資協定

ASEAN 中国投資協定は、2009年8月15日にバンコクのASEAN 中国経済貿易大臣会合で署名された。正式名称は、ASEAN と中国の包括的経済協力枠組み協定の投資協定である。

ASEAN 中国投資協定の特徴は、投資保護と紛争解決については国際的に一般に採用されている規定と同様な規定となっているが、投資自由化の規定はレベルが高くないことである。投資前の内国民待遇は認められていないし、パフォーマンス要求の禁止は全く規定されていない。投

資家の移動、知的財産権、環境に関する措置などの規定も置かれていない。

また、自由化の約束分野を示す約束表あるいは自由化を留保する分野を示す留保リストについての言及がなく、付属書も添付されていない。第6条の非適合措置が、内国民待遇と最恵国待遇の適用除外措置となっており、現在採用されている措置および新たに採用される措置が非適合措置となると規定されているため、現在の外国投資に対する制限はそのまま維持されると解釈できる。ただし、締結国は非適合措置の削減に努めると規定されており、見直しのための協議に入るとの規定があるため、今後交渉により自由化分野を拡大して行くと考えられる。

3. ASEAN と韓国の FTA

ASEAN と韓国は、枠組み協定を締結し、その後、物品貿易協定、サービス貿易協定、投資協定を締結しており、ASEAN 中国間の協定と交渉方式、協定の構成が似ている。

(1) 物品貿易協定

物品貿易協定は、2005年2月に交渉が開始され、2006年8月に合意、2007年6月に発効した。協定は全体で31条あり、構成と内容はACFTAに類似しており、ノーマル・トラックとセンシティブ・トラックに分けて段階的に関税削減を行うものである⁹。韓国とASEAN6は、輸入額(2004年基準)の90%に相当するノーマル・トラック品目の関税を2010年1月までに撤廃する。輸入額の10%以下で総品目数の10%以内で指定できるセンシティブ・トラックのうち7%は、2012年1月に関税率を20%以下に削減し、2016年1月までに5%以下に削減する。輸入額の3%かつ総品目の3%以内あるいは200品目以内で指定できる高度センシティブ品目は、グループAからEまで5グループに分けられ、2016年1月までに関税削減の目標が設定されている。ただし、グループE(40品目)は除外されている。

新規加盟国のノーマル・トラックの関税撤廃期限は、ベトナムが2016年、ラオス、ミャンマー、カンボジアが2018年である。

センシティブ・トラック品目をみるとシンガポールはゼロであるが、他の締約国はブルネイが40品目と少ないものの400~500品目を指定している。高度センシティブ・品目は全般に農産品、食品・飲料が多いが、ベトナムはスクーターと平板圧延品、フィリピンは始動電動機、ブルネイはタイヤを除外品目に指定している¹⁰。

大きな特徴は、北朝鮮の開城工業団地産品を韓国製と認めたことである。付属書3原産地規則の第6規則で、締約国の領域外の地域で締約国から輸出された原料を加工し締約国に再輸出される場合、特定品目を原産品とする規定が設けられている。交換覚書により開城工業団地で生産(予定を含む)される232品目のうち100品目を選定し韓国産と認定している。

2010年1月1日より、韓国とASEAN6の間でノーマル・トラック品目の関税が撤廃されている。タイは、コメが除外品目となっていることに反発し、2006年には署名を行わなかった。その後、2国間協議が続けられ、2007年12月にタイの特定

産品 128 品目の輸入関税削減撤廃期間を「10～12 年」から「16～17 年」に延長することなどで合意した。2009 年 2 月にタイの物品貿易協定参加議定書が調印され、2009 年 11 月に発効した。

(2) サービス貿易協定

ASEAN と韓国のサービス貿易協定は、2007 年 11 月に調印された。ただし、タイは調印せず、2009 年に議定書に調印して参加している。現在、インドネシアを除き批准をしている。

サービス貿易協定は全 32 条の協定であり、協定の構成と内容は ASEAN 中国のサービス貿易協定とほぼ同じである。すなわち、GATS タイプの協定であり、ポジティブ・リスト方式を採用し、ラウンドを重ね段階的な自由化を目指している。深川 (2008) によると、大半の締約国が通信、海運、金融、建設などで追加約束を行い、GATS プラスの水準になったとされる¹¹⁾。

(3) 投資協定

投資協定は 2009 年 6 月に調印され

ており、全体で 31 条の協定である。2010 年 1 月時点でフィリピン、インドネシア、ベトナム、カンボジアを除く 7 カ国が批准をしている。

ASEAN 韓国投資協定は自由化・円滑化、投資保護、紛争解決手続きに関する規定を含む包括的な投資協定である。ASEAN 中国の投資協定に比べると、投資自由化の規定がより明確になっている。非適合措置については第 9 条留保で言及されているが、ASEAN 中国の協定のように独立した条文はない。また、パフォーマンス要求の禁止と経営幹部と取締役の国籍要求の禁止が規定されている。

3. ASEAN とインドの FTA

(1) 物品貿易の自由化

ASEAN とインドは 2002 年に ASEAN インド地域貿易投資地域 (ASEAN-India Regional Trade and Investment Area : RTIA) のための経済協力に合意し、2003 年 10 月の首脳会議で ASEAN とインドの包括的経済協力枠組み協定 (枠組み協定) に調印した。枠組み協定は、物品貿

易の自由化、サービス貿易自由化、投資自由化、経済協力、アーリー・ハーベストなどのための交渉に入ることを規定している。枠組み協定を締結し、物品貿易、サービス、投資などの自由化交渉を段階的に行うやり方は、ASEAN と中国、ASEAN と韓国の交渉と同じである。

物品貿易自由化のための ASEAN インド FTA 交渉は、2004 年 1 月に開始し、2005 年 6 月 30 日に終了、サービス協定と投資協定については、2005 年に交渉を開始し 2007 年までに終了すると規定されている。しかし、物品貿易協定は 2004 年に交渉が開始されたものの合意は 2008 年 8

月、調印は 2009 年 8 月となった。アーリー・ハーベストは 2005 年 4 月に開始予定だったがタイとの間を除き中止となった。交渉が難航し、アーリー・ハーベストが中止された原因は原産地規則についての交渉だった¹²。サービス協定と投資協定についての交渉は行われている。

物品貿易協定は、2010 年 1 月時点でインド、シンガポール、タイ、マレーシアが批准しており、2010 年 1 月 1 日付けで発効している。

物品貿易協定（ASEAN とインドの包括的経済協力枠組み協定の下での物品貿易協定：AIFTA）は、全体で 24 条の協定である（表 1）。

表 1 ASEAN インド FTA の構成

第1条	定義	第14条	税関手続き
第2条	適用範囲	第15条	地方政府
第3条	内国税と規制に関する内国民待遇	第16条	他の協定との関係
第4条	関税削減と撤廃	第17条	合同委員会
第5条	透明性	第18条	紛争解決
第6条	行政手数料と手続き	第19条	見直し
第7章	原産地規則	第20条	付属書と将来の規則
第8条	非関税措置	第21条	改定
第9条	譲許の修正	第22条	寄託
第10条	セーフガード措置	第23条	発効
第11条	国際收支擁護のための措置	第24条	終了
第12条	一般例外	付属書1	関税約束表
第13条	安全保障例外	付属書2	原産地規則

(出所) ASEAN インド物品貿易協定

関税削減の基準税率は 2007 年 7 月 1 日の MFN 税率である。AIFTA 特惠税率が MFN 税率よりも低い場合は、低い税率が適用される。

関税削減・撤廃スケジュールは、ノーマル・トラック 1、ノーマル・トラック 2、センシティブ・トラック、特殊品目、高度センシティブ・リスト、除外品目に分けられ、国別には、インドと ASEAN5(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ)、インドとフィリピン、インドと新規加盟国に分けられており、複雑である。

1) ノーマル・トラックは品目数で 80%、輸入額で 75%を占めており、ノーマル・トラックは 1 と 2 に分けられている¹³。

①ノーマル・トラック 1 は、品目数で 71%、輸入額で 72%を占めている。関税撤廃スケジュールは次のとおりである(表 2、3)。

- ・ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイとインドは 2010 年 1 月から 2013 年 12 月 31 日。
- ・フィリピンとインドは、2010 年 1

月から 2018 年 12 月 31 日。

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(新規加盟国)とインドは、新規加盟 4 カ国は 2018 年 12 月 31 日、インドは 2013 年 12 月 31 日。

②ノーマル・トラック 2 は、品目数で 9%、輸入額で 8%を占める(表 2、4)。

- ・ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイとインドは 2010 年 1 月から 2016 年 12 月 31 日。
- ・フィリピンとインドは 2010 年 1 月から 2019 年 12 月 31 日。
- ・新規加盟国とインドは、新規加盟国は 2021 年 12 月 31 日、インドは 2016 年 12 月
- ・MFN 税率が 0%の場合は 0%を維持し、0%に削減された場合は 0%を維持する。

2) センシティブ・トラック

センシティブ・トラックは品目数で 10%である。

①MFN 税率が 5%超の場合次のスケジュールで 5%に削減する(表 5、6)。

- ・ブルネイ、インドネシア、マレ

表 2 ASEAN インド FTA の関税撤廃時期

	ASEAN5 とインド	フィリピンとインド	インド→CLMV	CLMV→インド
ノーマル・トラック1	2013 年	2018 年	2013 年	2018 年
ノーマル・トラック2	2016 年	2019 年	2016 年	2021 年

(出所) ASEAN インド FTA

表 3 ノーマル・トラック1の関税削減スケジュール ASEAN5 とインド

	30%超	30%	20%超 30%未満	20%	15%超 20%未満	15%	10%超 25%未満	10%	5%超 10%未満	5%未満
2010年1月1日	30%	25%	20%	15%	10%	12.5%	10%	7.5%	5%	4%
2011年1月1日	20%	20%	15%	12.5%	10%	10%	7.5%	5%	5%	3%
2012年1月1日	10%	10%	10%	10%	7.5%	7.5%	5%	5%	2.5%	2%
2013年1月1日	5%	5%	5%	5%	5%	5%	2.5%	2.5%	2.5%	0%
2013年12月31日	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(出所) マレーシア貿易産業省資料

表 4 ノーマル・トラック2の関税撤廃スケジュール ASEAN5 とインド

	30%超	30%	20%超 30%未満	20%	15%超 20%未満	15%	10%超 25%未満	10%	5%超 10%未満	5%未満
2010年1月1日	30%	25%	20%	17.5%	15%	13%	10%	7.5%	5%	4%
2011年1月1日	25%	20%	17%	15%	12%	11%	9%	6%	4%	4%
2012年1月1日	20%	15%	15%	12%	10%	8%	8%	5%	3%	3%
2013年1月1日	15%	13%	13%	10%	8%	6%	6%	4%	3%	3%
2014年1月1日	12%	11%	10%	7%	6%	5%	5%	3%	2%	2%
2015年1月1日	8%	8%	7%	5%	4%	3%	3%	2%	2%	2%
2016年1月1日	5%	5%	5%	3%	2%	2%	2%	1%	1%	1%
2016年12月31日	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(出所) マレーシア貿易産業省資料

ーシア、シンガポール、タイとインドは、2010年1月から2016年12月31日。

- ・フィリピンとインドは、2010年1月から2019年12月31日。
- 新規加盟国とインドは、新規加盟国が2010年1月から2021年12月31日、インドが2016年12月

31日。

- ②MFN 税率 5%は 50 品目まで維持できる(スタンド・スティール)。その他の品目は ASEAN6 は発効の年に 4.5%に削減し新規加盟国は発効の年から 5 年で 4.5%に削減する。これら品目は①の規定の最終年に 4%に削減する。

表5 センシティブ・トラック5%への削減時期

	ASEAN5とインド	フィリピンとインド	インド→CLMV	CLMV→インド
5%への削減	2016年	2019年	2016年	2021年

(出所) マレーシア貿易産業省資料

表6 センシティブ・トラック品目の関税削減スケジュール (ASEAN5 とインド)

	30%超	30% 20%超 30%未満	20% 15%超 20%未満	15% 10%超 25%未満	10% 5%超 10%未満	9%	8%	7%	6%
2010年1月1日	30%	27%	20%	18%	15%	14%	10%	9%	6%
2011年1月1日	26%	24%	18%	15%	13%	13%	9%	8%	6%
2012年1月1日	23%	21%	16%	13%	12%	12%	8%	7%	6%
2013年1月1日	20%	18%	14%	12%	11%	11%	7%	7%	6%
2014年1月1日	16%	15%	12%	10%	10%	10%	6%	6%	5%
2015年1月1日	13%	12%	10%	6%	8%	8%	6%	6%	5%
2016年1月1日	9%	8%	7%	6%	6%	6%	6%	6%	5%
2016年12月31日	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

(出所) マレーシア貿易産業省資料

③MFN 税率 4%の品目の関税撤廃は次のとおりである。

- ・ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイとインドは 2019 年 12 月 31 日。
- ・フィリピンとインドは 2022 年 12 月 31 日。
- ・新規加盟国は 2024 年 12 月 31 日。

④特殊品目

インドの特殊品目は、原油 (CPO)、精製パーム油 (PRO)、コーヒー、紅茶、胡椒である。

削減スケジュールは次のとおりである (表 7)。原油と精製パーム油の MFN 税率が AFTA 特惠税率よりも低い場合、低い税率が適用される。

⑤高度センシティブ・リスト

高度センシティブ・リストは次の 3 カテゴリーに分けられる。

- ・カテゴリー1：MFN 税率を 50%に削減
- ・カテゴリー2：MFN 税率を 50%削減。
- ・カテゴリー3：MFN 税率を 25%削減。

関税削減は、インドネシア、マレーシア、タイは 2019 年 12 月 31 日まで、フィリピンは 2022 年 12 月 31 日まで、カンボジアとベトナムは 2024 年 12 月 31 日までとなっている。

⑥除外リスト

除外リストは毎年の関税見直しに従う。除外品目は 489 品目かつ輸入額の 5%未満である¹⁴。

表 7 特殊品目の関税削減スケジュール

品目	基準税率	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2019.12.31
		原油	80	76	72	68	64	60	56	52	48	44
精製パーム油	90	86	82	78	74	70	66	62	58	54	50	45
コーヒー	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
紅茶	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
胡椒	70	68	66	64	62	60	58	56	54	52	51	50

(注) 各年の削減期日は 1 月 1 日である。

(出所) ASEAN インド FTA

(3) 厳格な原産地規則

AIFTA の原産地規則は ASEAN プラス1の FTA の中で最も厳格である(付属書2)。原産品と認められるのは、①完全に取得され生産された産品(規則3)であり、②完全に取得され生産された産品でない産品は、規則4、規則5、規則6を満たしている産品である。

規則4は、製造品の最終工程が輸出国の領域で行われ、①AIFTA コンテントが FOB 価額の35%以上かつ、②CTSH (HS6 桁) で関税番号が変更されている、場合原産品とみなされる規定である。規則5は累積を規定しており、締約国で規則2に適合し、特惠待遇に適格である産品に原料として使用される産品は原産品とみなされる。

規則6は、製品特別規則であり、付録Bで示される。規則8は直送についての規定であり、第3国経由の輸出を認めている。すなわち、他の締約国の領域を通過して輸送される場合、非締約国での積替あるいは一時貯蔵の有無に関わらず1カ国あるいは2カ国以上の非締約国を通過して輸送される場合について条件付き

で直送品と認めている。

(4) 日系企業の期待

ジェトロの調査によると、ASEAN の日系製造業企業はインドを中長期的(5-10年程度)に最も有望な市場とみている¹⁵。2008年の調査では、インドをあげた企業の比率は38.1%で中国の27.4%、タイの27.0%を上回っている。2004年9月に開始されたタイとインドのアーリー・ハーベストは家電製品、自動車部品などを含む82品目を対象としている。タイの日系電気電子企業では、アーリー・ハーベストを利用してタイからインドにテレビ、エアコン、冷蔵庫などを輸出する動きが相次いでおり、インドの生産拠点からタイに生産を移管している例も少なくない¹⁶。一方で、自動車ではインドからタイにアーリー・ハーベストを利用して部品を輸出する動きが始まっている。AIFTAによる関税削減が進展すれば、インド市場へのアクセスにAIFTAを活用する事例が増えると思われる。

(5) ASEAN と豪州・ニュージーランドの FTA

(1) 物品貿易の自由化
ASEAN と豪州、ニュージーランド (NZ) との FTA (AANZFTA) は、2005年2月に交渉が始まり2008年8月の経済大臣会合で合意、2009年2月に調印され、2010年1月1日に発効した。豪州、NZ とブルネイ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、ベトナムが批准している。

AANZFTA は、全 18 章の極めて包

括的な協定であり、自然人の移動、電子商取引、協力などを含み、対象分野は日本が ASEAN と締結している EPA に匹敵する (表 8)。ただし、政府調達の規定はない。締約国の中で WTO の政府調達協定に調印している国がシンガポールだけであるためである。

AANZFTA は自由化率の高い FTA である。品目数 (タリフライン) ベースで、豪州、NZ、シンガポールは 100%自由化 (関税撤廃) を実現し、ASEAN6 は 90%以上の自由化率を達成する。中でもブルネイ、タイは

表 8 AANZFTA の構成

第1条	目的と定義	第12章	経済協力
第2条	物品の貿易	第13章	知的財産権
第3条	原産地規則 付属書	第14章	競争
第4章	税関手続き	第15条	一般条項および例外
第5章	衛生植物検疫	第16条	制度条項
第6章	任意規格、強制規格と適合性評価	第17条	協議と紛争解決 仲裁裁判手続きについての付属書
第7章	セーフガード措置		composing arbitral tribunal
第8章	サービス貿易 金融通信についての付属書 電気通信についての付属書	第18条	最終条項
第9章	自然人の移動	付属書	関税約束表 製品特別規則
第10章	電子商取引		繊維最終加工指示リスト
第11章	投資 収用と補償についての付属書		特殊サービス約束表 自然人の移動約束表

(出所) AANZFTA

100%近い自由化率である¹⁷(表9)。新規加盟国は85%から89%となっている。豪州、ニュージーランドとASEAN6は2013年には、インドネシアが85%、タイが87.2%と若干低いものの、他の国は90%以上の自由化を達成する。

新規加盟国の自由化のスピードが遅いように見えるが、0-5%への関税削減率をみると、カンボジアを除き2017年には80%台となっている(表10)。基準は2005年1月1日のMFN税率である。

表9 AANZFTAの0%関税品目比率

(単位：%)

	2005	2010	2013	最終年次	達成年
豪州	47.6	96.4	96.5	100	2020
ニュージーランド	58.6	84.7	90.3	100	2020
ブルネイ	68	75.7	90	98.9	2020
インドネシア	21.2	58	85	93.2	2025
マレーシア	57.7	67.7	90.9	96.3	2020
フィリピン	3.9	60.3	91	94.6	2020
シンガポール	99.9	100	100	100	2009
タイ	7.1	73	87.2	99	2020
カンボジア	4.7	4.7	4.7	88	2024
ラオス	0	0	0	88	2023
ミャンマー	3.7	3.6	3.6	85.2	2024
ベトナム	29.3	29	29	89.8	2020

(出所) 豪州外交通商省資料

表10 AANZFTAの0-5%達成率

(単位：%)

	2005	2012	2014	2017	2020	2025
豪州	86.2	96.8	96.8	97.6	100	100
ニュージーランド	65.4	93.1	94.6	98.3	100	100
ブルネイ	76.2	93	93.3	95.8	99	99
インドネシア	59.4	91.9	92.8	95.6	96.2	96.7
マレーシア	66.2	91	91.9	97	97.2	97.2
フィリピン	57.2	94.5	94.5	95.7	96.5	96.5
シンガポール	99.9	100	100	100	100	100
タイ	56.5	91.4	91.4	92.3	99	99
カンボジア	4.7	4.7	4.7	35.4	71.4	95
ラオス	49.6	49.4	49.4	84.8	88.3	95.8
ミャンマー	68.6	68.6	68.6	89	89.1	96.9
ベトナム	46.7	46.3	55	90.8	90.8	95

(出所) 豪州外交通商省資料

原産地規則は次のようになっている。原産資格が与えられるのは、①完全に取得あるいは生産された産品、それ以外の産品は、②40%付加価値基準（RVC）あるいは関税番号変更基準（CTC）を満たしている産品（原則、選択方式）である。RVCあるいはCTC 選択方式が適用される産品は、全産品の83%を占める。関税番号変更基準のみの産品は、繊維製品を中心に10%、付加価値基準のみの産品は輸送機器を中心に1.3%である。完全に取得あるいは生産された産品という基準が適用されるのは4.5%の産品である。

原産地規則は累積が認められ、第3国経由の仲介貿易にも適用される。AAZFTA 締約国経由での輸送（simple transshipment）は原産資格に影響をしないが、締約国に輸入され再輸出される場合は、原産資格を維持するためには back to back 証明書が必要である。

（2）サービス貿易

サービス貿易自由化では、内国民待遇および市場アクセスについてポジティブ・リスト方式を採用してい

る。4つのモードのうちモード4（サービス供給者の越境）については、第9章の自然人の移動で規定されている。ASEAN は、10か国中8カ国がWTOでの約束を超える自由化約束（WTO プラス）を実務サービスなどを中心に行っている¹⁸。WTO未加盟国であるラオスは、会計、景観設計、総合エンジニアリング、コンピューター・同関連、電気通信、建設、教育、観光、金融の各分野で自由化約束を行っている。

豪州は、法務サービス、会計・監査・簿記、景観設計、看護・助産婦、鉱業付随サービス、建設、環境、金融、貨物輸送、その他教育、電気通信、健康関連などのサービス分野でWTOプラスの自由化を約束した。ニュージーランドは、法務、税務、エンジニアリング、総合エンジニアリング、都市計画と景観設計、獣医、コンピューター、経営コンサルティング、人材派遣、写真、会議、クレジット報告、集金代行、インテリアデザイン、電話回答、複写、その他ビジネスサービス、建設、教育、環境、金融サービスなどでWTOプラスの約束を行った¹⁹。

(3) その他

投資の規定(第11章)では、投資前の内国民待遇が認められている。パフォーマンス要求の禁止については、WTOのTRIMs協定に整合的でない措置が禁止されている。投資の自由化はネガティブ・リスト方式が採用され、投資家対国の紛争解決手続きについて詳細な規定が置かれている。

人の移動(第11章)については、サービス供給者、投資家、物品販売者、地域の貿易・投資に従事するビジネス・パースンの一時的な移動についての約束の枠組みを規定している。サービス貿易のモード4の約束は第11章で規定されている。

電子商取引(第9章)は、電子商取引に関する協力と調整を規定しており、文書の電子認証、電子取引に関し、国際基準に即した、実際的な国内規制を維持、導入するために枠組みに合意している。

おわりに～アジア事業戦略の再構築の必要性

ASEANをハブとする東アジアの

FTAネットワークは完成したが、その対象範囲、自由化レベルやルールは一様ではない。AFTA、ACFTA、AKFTA、AIFTAは物品貿易、サービス貿易、投資の自由化を別個の協定で規定している。日本とASEANの2国間EPAおよびAANZFTAは広範な分野を包括する協定である。

自由化のレベルは、AFTA、AANZFTAが最も高く、AIFTAが最も低い。AJCEP、AKFTA、ACFTAはその中間に位置する。原産地規則は40%付加価値基準あるいは4桁の関税番号変更基準の選択方式が広く採用されているが、AIFTAは35%付加価値基準と関税番号変更基準の双方を満たす必要があり最も厳しい。

関税削減スケジュールも異なっている。日本とASEAN主要国はAJCEPと2国間FTAを締結しているが、前述のように関税削減スケジュールが異なっている。たとえば、カラーテレビの2010年の税率は、インドネシアの場合AJCEPが10%に対し、2国間協定(JIEPA)は8%となっているが、ベトナムの場合はAJCEPが27%に対し2国間協定(JVEPA)は31%である。

ASEAN で事業を行う企業はより複雑な事態に直面している。AFTA と「ASEAN プラス 1」FTA および 2 国間 FTA を利用できるため、部品の調達をどこから行い、生産をどこで行うのか、製品をどこに輸出するかというアジアでの事業戦略を「ASEAN プラス 1」FTA の関税削減スケジュール、原産地規則を比較検討し再構築する必要がある。タイとインドのアーリー・ハーベストが発効してからインドでの製造を止めてタイからの輸出に切り替えた事例は家電では多いし、ベトナムが ASEAN 域内関税を削減した後で現地生産を ASEAN 域内からの輸入に切り替えた事例もみられる²⁰。従来は、AFTA の進展に伴い ASEAN 域内の事業再構築が検討されていたが、「ASEAN プラス 1」FTA ネットワークの形成に伴い中国、インド、豪州などを含めた事業体制の再構築が課題となる。

日本企業による第 3 国間 FTA の利用は増加しており、第 3 国間 FTA 利用を考えている企業も増えてきている。日本の締結する FTA だけでなく、第 3 国間 FTA の関税削減スケジュールと原産地規則などの概要と利用に

関する問題点などの詳細な情報の収集と提供が必要となっている。

注

- 1 ASEAN 事務局 HP (2010 年 1 月 3 日)
- 2 タイの AFTA の利用率はタイ政府商務省の公表する原産地証明の発給額を輸出額で割り算出している。
- 3 国際貿易投資研究所が機械振興協会経済研究所からの委託により行った調査研究であり、「AFTA の進展がもたらす貿易拡大の評価」(2008 年 3 月)、「ASEAN の FTA による域内及び対日貿易への影響」(2009 年 3 月)の 2 冊の報告書が刊行されている。
- 4 ASEAN 経済共同体の詳細な内容と ASEAN 各国の経済共同体創設に向けての取り組みについては、石川幸一、清水一史、助川成也 (2009) 「ASEAN 経済共同体」ジェトロ、を参照。
- 5 ASEAN Secretariat (2010) , ASEAN Economic Community Scorecard, <http://www.aseansec.org/publication/AEC20%Scorecard/rdf>
- 6 助川成也 (2009) 「ASEAN を中心とした FTA をいかに活用するか」、ジェトロ・セミナー配布資料。
- 7 White & Case ASEAN and FTA Developments

- in Asia (日本機械輸出組合でのセミナー配布資料、2009年11月18日)。
- 8 ASEAN 中国サービス貿易協定については、石川幸一 (2007) 「サービス貿易自由化を開始した中国と ASEAN」(本誌72号所収) を参照。
 - 9 AKFTA の詳細については、深川由起子 (2008) 「韓国の東アジア地域主義回帰：ポスト ASEAN、米国交渉の展望」(日本機械輸出組合『我が国の東アジア FTA/EPA 形成の在り方』に所収) および浦田秀次郎ほか編 (2007) 『FTA ガイドブック 2007』ジェトロ、を参照。
 - 10 深川 (2008) 143-144 頁。
 - 11 深川 (2008) 150-152 頁。
 - 12 2004年9月に開始されたタイとのアーリーハーベスト (82品目を対象) によりタイ製品の輸入が急増しインドのタイとの貿易は前年の貿易黒字が大幅赤字に一変し、産業界から強い反発と批判が起きたことが背景にある。浦田秀次郎ほか (2007) 『FTA ガイドブック 2007』ジェトロ、174-175 頁。
 - 13 品目数などはマレーシア貿易産業省の資料による。
 - 14 助川成也 (2009) による。
 - 15 ジェトロ (2009) 「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 (2008 年度調査)」ジェトロ
 - 16 国際貿易投資研究所 (2008) 「AFTA の進展がもたらす貿易拡大の評価」118-119 頁。
 - 17 ニュージーランド外交通商省の資料によると、輸入額ベースの自由化率では、マレーシアは 2010 年に 92.1%、2013 年に 97.3% と高い水準だが、インドネシアは 2010 年に 63.8%、2013 年に 64.3%、ベトナムは 2010 年 27.6%、2013 年も同じ水準である。(New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade (2009), ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement, <http://asean/fta.govt.nz/>)
 - 18 同上資料による。
 - 19 ニュージーランド外交通商省による。
 - 20 国際貿易投資研究所 (2009) 参照。